

名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について

1. 条例制定の趣旨及び背景等

児童福祉法の一部改正により、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度である乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、同法に新たに規定され、その設備及び運営については、条例で基準を定めなければならないこととされました。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号。以下「内閣府令」といいます。）が示されたことから、本市においても同令を踏まえた条例を制定しようとするものです。

2. 条例の内容

本条例の制定に当たっては、内閣府令に定める国の基準と異なる基準を定める特段の理由はないことから、国の基準と同内容とすることとします。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

4. 乳児等通園支援事業の目的等

実施目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とします。
利用対象者	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までのこども（就労状況は問いません。）
利用対象者の認定	利用者からの申請に対し、市が利用可否を認定します。
利用時間	1か月につき、上限10時間まで（1時間単位）
利用料	こども1人につき、1時間300円程度（事業所が徴収します。）
利用方法	事業所との直接契約。利用に当たっては国の予約システムを活用します。
実施予定施設	保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設等（市内事業者に対し9月以降に募集、認可手続を予定しています。）

5. 事業実施に係る事務、周知等の予定

令和7年7月 こども誰でも通園制度総合支援システム接続

9月 事業実施に係る各種規定の整備

実施施設の募集開始（一般型・余裕活用型）

10月 実施施設の認可手続き

12月 名張市子ども権利委員会への報告（協議）

令和8年2月 周知広報、利用対象者の認定

4月 順次利用開始